

区長報告第五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十二年八月九日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十二年九月十六日

港区長 武井雅昭

記

平成二十一年六月十九日議決を得た工事請負契約（浜松町二丁目道路整備工事）の契約金額「二億五千六百九十三万五千円」を「二億六千六百四十五万三千二百五十円」に変更する。